

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年1月17日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョアン・フィッツジェラルド
(Joanne Fitzgerald)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り 35A番
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 嶋田 祐輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
世界株式インカム・ポートフォリオ
(BlackRock Global Investment Series -
Global Equity Income Portfolio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
クラスA受益証券(米ドル建て)
500億アメリカ合衆国ドル(約5兆5,530億円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜
上、2018年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値(1米ドル=111.06円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ルクセンブルグにおける法規制の変更に伴い、関係法人の異動および英文目論見書の変更がありましたので、2018年7月31日に提出した有価証券届出書（2018年10月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、また、原届出書の添付書類として提出した約款が変更されましたので、変更後の約款を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します（図表またはグラフに変更がある場合には、当該図表またはグラフの右側に傍線で示します。）。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

<訂正前>

（前略）

第三者の管理会社に宛てたファンドに対する請求は、当該クラス受益証券またはポートフォリオの勘定に計上される。

信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができる。

<訂正後>

（前略）

第三者の管理会社に宛てたファンドに対する請求は、当該クラス受益証券またはポートフォリオの勘定に計上される。

異なるカテゴリーおよび受益証券クラスによって表章されるファンドのポートフォリオは、その発行および買戻しの基礎として各々の1口当たり純資産価格を決定するため、資産、負債、収益および費用に関して個別のもののみなされる。

管理会社、保管受託銀行、オルタナティブ投資ファンド運用会社および受益者の権利および義務の詳細は約款に規定される。オルタナティブ投資ファンド運用会社および管理会社は、すべての受益者が約款に基づく権利および義務について情報を得られるように、約款が参照可能であることを確保する。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、約款の条項および適用法令を遵守することにより、すべての受益者に対する公正な取扱いを確保することを目指す。

さらに、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、（契約上の拘束力を持たず、投資家により執行可能ではないものの）ブラックロック・グループ全体に適用されるポリシーである、顧客（必要に応じてファンドおよびその投資者を含む。）を公正に取り扱う原則に従い運営される。顧客を公正に取り扱う原則には、とりわけ以下が含まれる。

（ ）責任を持って商品の開発およびマーケティングを行い、取扱商品を常に見直し、また市場および規制の変化に対応する。

（ ）すべてのマーケティング上のコミュニケーションが明確、公平で、誤導的でなく、また意図された対象者に合わせて慎重に調整されたものであることを確保する。

() 従業員が、適切な専門的基準に基づき職務を遂行するために、適切に訓練を受け監督されていることを確保する。

() 依頼者への公平な成果を確保するために、重大な利益相反は特定され、可能な場合には回避され、管理され、また開示されることを確保する。

上記の顧客を公正に取り扱う原則は、主にリスク分析、技術およびビジネス・プロセス・エンジニアリングに重点を置き、オルタナティブ投資ファンド運用会社の戦略および商業的な目的を設定する際に考慮される。

信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができる。

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2015年 8月 1日 約款変更

< 訂正後 >

(前略)

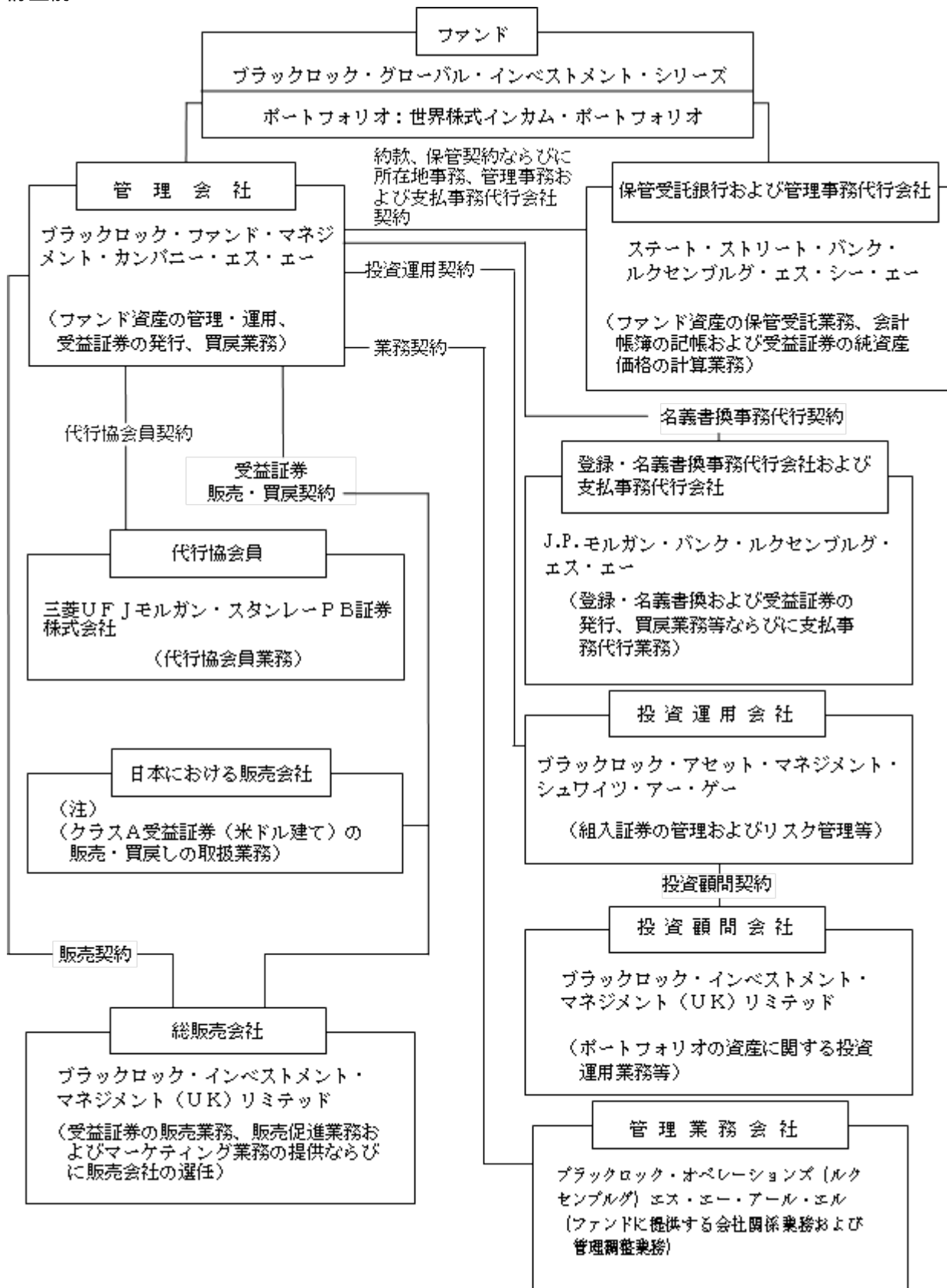
2015年 8月 1日 約款変更

2019年 1月 17日 約款変更

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



(注) 前記「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」を参照すること。

(注1) 前記「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」を参照すること。

(注2) 2019年1月17日付で、ファンドの投資運用会社であったブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲーが退任し、これに代わり、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドがファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」ということがある。）に就任した。これは、ルクセンブルグにおける法規制の変更により、AIFMDおよび2013年法の定める意味における認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者を、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社とする必要が生じたことに基づくものである。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	2015年7月17日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結(2015年8月1日に効力発生)。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・ マネジメント・シュワイツ・ アー・ゲー (BlackRock Asset Management Schweiz AG)	投資運用会社	2014年7月22日付で管理会社との間で投資運用契約(注1)を締結。組入証券およびリスクの管理について、投資運用会社としての業務を規定している。2014年7月22日付で投資顧問会社と投資顧問契約(注2)を締結。
ブラックロック・インベストメント・ マネジメント(UK)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	投資顧問会社	2014年7月22日付で投資運用会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ ルクセンブルグ・ エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.)	保管受託銀行および 管理事務代行会社	1996年3月29日付で管理会社との間で保管契約(注3)ならびに所在地事務、管理事務および支払事務代行会社契約(注4)を締結(1997年10月13日改訂)(2009年6月15日付(2009年1月30日効力発生)サイドレターにより、所在地事務代行業務および支払事務代行業務を除外)。ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等の業務について規定している。

(中略)

- (注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、組入証券およびリスクの管理を行うことを約する契約である。本契約に基づき、その業務を行うために代理人を用いることができる。
- (注2) 投資顧問契約とは、投資運用会社によって任命された投資顧問会社が、投資方針および投資制限に従ってポートフォリオの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注3) 保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 所在地事務、管理事務および支払事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された管理事務・所在地事務・支払事務代行会社が、管理事務および支払業務等を行うことを約する契約である。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	2015年7月17日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結(2015年8月1日に効力発生)。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルランド・ リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	オルタナティブ投資 ファンド運用会社	2019年1月17日付で管理会社との間でオルタナティブ投資運用契約(注1)を締結。組入証券およびリスクの管理について、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての業務を規定している。2019年1月17日付で投資顧問会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。
ブラックロック・インベストメント・ マネジメント(UK)リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	投資顧問会社	2019年1月17日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ ルクセンブルグ・ エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.)	保管受託銀行および 管理事務代行会社	2019年1月17日付で管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で保管契約(注3)を締結。ファンド資産の保管受託業務について規定している。 1996年4月10日付で管理会社との間で管理事務代行契約(注4)を締結(1997年10月13日改訂。随時改正済)。管理事務代行会社としての業務について規定している。

(中略)

- (注1) オルタナティブ投資運用契約とは、管理会社によって任命されたオルタナティブ投資ファンド運用会社が、組入証券およびリスクの管理を行うことを約する契約である。本契約に基づき、その業務を行うために代理人を用いることができる。
- (注2) 投資顧問契約とは、オルタナティブ投資ファンド運用会社によって任命された投資顧問会社が、投資方針および投資制限に従ってポートフォリオの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注3) 保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務に関する業務を行うことを約する契約である。

(後略)

管理会社の概況

(口) 事業の目的

< 訂正前 >

管理会社の目的は、ルクセンブルグ籍投資信託の設定、管理および運用を行うことである。

管理会社はファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）ではなく、AIFMDの意味する範囲において組入証券およびリスクの管理機能を遂行するためにブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を任命した。

< 訂正後 >

管理会社の目的は、ルクセンブルグ籍投資信託の設定、管理および運用を行うことである。

管理会社は、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者ではなく、AIFMDの意味する範囲において組入証券およびリスクの管理機能を遂行するためにブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「オルタナティブ投資ファンド運用会社」という。）を任命した。ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドは、アイルランド中央銀行によって認可されている。

(5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

(口) 受益者に対する開示

< 訂正前 >

（前略）

ファンドの監査済財務諸表を含む年次報告書は、米国外において、管理会社の登記上の事務所において、1月31日に終了した前会計年度に関して、年度末から4か月以内に、受益者が入手可能となる。

未監査の半期報告書は、米国外において、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において、7月31日に終了した期間に関して、同日から2か月以内に、受益者が入手可能となる。

< 訂正後 >

（前略）

ファンドの監査済財務諸表を含む年次報告書は、管理会社の登記上の事務所において、1月31日に終了した前会計年度に関して、年度末から4か月以内に、受益者が入手可能となる。

未監査の半期報告書は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において、7月31日に終了した期間に関して、同日から2か月以内に、受益者が入手可能となる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、AIFMDに基づき、ファンドに関連する特定の情報を受益者に対して定期的に開示しなければならない。これには、各ポートフォリオのリスク特性についての開示（すなわち、AIFMDレベル2に規定されるとおり、（ ）ポートフォリオがさらされている、またはさらされる可能性がある最も関連性の高いリスクに対するポートフォリオの感応性の評価に用いられた手段、ならびに（ ）オルタナティブ投資ファンド運用会社により設定されたリスク制限を上回った、または上回る可能性が高い場合には、これらのリスク制限を上回ったときの状況およびとられる改善措置の説明を概説するもの）が含まれる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、以下の方法によって定期開示義務を遵守する方針である。

以下の情報は、各ポートフォリオの定期報告の過程の一環として受益者に対して公表される。

（ ）流動性が低いという性質に起因する特別な取決めの影響を受ける各ポートフォリオの資産の割合

（ ）各ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するためにオルタナティブ投資ファンド運用会社が採用するリスク管理システム

（ ）各ポートフォリオが用いるレバレッジの総計

上記の情報は、中間報告書または年次報告書のいずれかに記載される(ファンドの定期報告のサイクルにおいて次にいずれの報告書を作成予定であるかによる。)。

受益者は、()ポートフォリオ、またはファンドのためにオルタナティブ投資ファンド運用会社が利用することのできるレバレッジの最大水準、()ファンドのレバレッジに係る取決めに基づく担保を再利用する権利、または()ファンドのレバレッジに係る取決めに基づく保証が変更される場合、当該変更について通知を受ける。

かかる情報は、英文目論見書を更新することにより、変更の発生後不当な遅延なく、受益者に対し公表される。必要な場合には、かかる変更は事前に受益者に対する通知がなされる。

ファンドがゲートもしくは同様の取決めに有効化する場合、または管理会社が買戻しの延期を決定する場合、直ちに受益者に通知を行うことが予定されている。ポートフォリオに関して採用された流動性管理システムおよび手続についてオルタナティブ投資ファンド運用会社が重大な変更を行う場合にも、受益者に対する通知がなされる。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ポートフォリオの基準通貨は、米ドルである。

一般的な投資方針および投資制限

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

市況または金融情勢により正当化される場合、ポートフォリオは、一時的な防衛法として、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある債券に、ポートフォリオの資産の100%までを投資することができる。

本書に記載のその他の投資制限にかかわらず、ポートフォリオが日本で募集される場合、

- (i) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャー（各々、以下に定義される。）のそれぞれの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならない。
- (ii) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよび/またはデリバティブ・エクスポージャーを組み合わせた合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならない。

ただし、ポートフォリオがファンド・オブ・ファンズであり、その投資先のファンドに対し上記と同様の信用リスクに係る投資制限が課される場合を除く。また、ポートフォリオのエクスポージャーが上記(i)および(ii)に記載の制限を超える場合、投資運用会社は、1か月以内に、または、それが不可能もしくは実務上不可能な場合には、その後可能な限り速やかに、エクスポージャーを上記の関連する制限以下に減少させるために必要な調整を行う。

上記の段落の目的上、「株式エクスポージャー」とは、会社の株式または投資信託の受益証券等、ある発行体の持分証券（疑義を避けるため付言するならば、持分証券に係るデリバティブ契約を除く。）の評価額への直接的なエクスポージャーをいい、「債券エクスポージャー」とは、ある発行体の債務証券（株式エクスポージャーまたは債務証券に係るデリバティブ契約を除く。）、金銭債権（デリバティブ商品を除く。）および匿名組合出資持分の評価額（日本の商法に定められる。）から担保評価額および反対債務の金額を控除したものに直接的なエクスポージャーをいい、また、「デリバティブ・エクスポージャー」とは、(i)有価証券の発行者に関する、または(ii)相手方とのデリバティブ取引から、またはこれに関連して生じる債権の評価額から、担保評価額および反対債務の金額を控除したものをいう。

投資運用会社は、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはポートフォリオもしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

(中略)

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

欧州議会および理事会の規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）

管理会社は、全ファンドについて、ベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づきESMAが備える名簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

管理会社は、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合に管理会社がとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。

<訂正後>

(前略)

ポートフォリオの基準通貨は、米ドルである。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、その規制上の義務に従い、以下のとおり既定の2つのレバレッジ測定方法を用いて、ポートフォリオのレバレッジの上限となる水準を示すことが義務づけられている。ポートフォリオは、原則として1:1(グロス計算法を用いた場合)および1:1(コミットメント計算法を用いた場合)の比率でレバレッジがかけられることが見込まれる(純資産価額に対するポートフォリオのエクスポージャーとして表示されている。)。ポートフォリオは、変則的または不安定な市況等においては、より高水準のレバレッジを有することができるが、その場合であっても、レバレッジは2:1(グロス計算法を用いた場合)および2:1(コミットメント計算法を用いた場合)の比率を超えないものとする。本書の目的において、レバレッジとは、現金もしくは証券の借入れ、もしくはデリバティブ・ポジションに組み込まれたレバレッジを通してまたはその他の手段によるかを問わず、ポートフォリオのエクスポージャーを増加させるあらゆる方法をいう。

一般的な投資方針および投資制限

投資顧問会社は、原則として、投資を評価する上で、各ポートフォリオの投資につき、関連するポートフォリオの受益証券の表示通貨に基づくトータル・リターンを最大化を追求する。管理会社の取締役会および総販売会社が、追加のポートフォリオにおいて受益証券を募集するのに十分な利益があると判断した場合、ファンドは、英文目論見書の変更によって、追加のポートフォリオの受益証券を募集する権限を与えられる。ポートフォリオのそれぞれの投資目的が達成される保証はない。

各ポートフォリオの投資目的および方針は、かかるポートフォリオの設立時に管理会社によって定められる。投資目的の変更および投資方針の重大な変更は、変更が実行される前に買戻し手数料を支払うことなく受益者が受益証券の買戻しを行うことを可能にするための合理的な通知が行われた後のみ行われる。

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

市況または金融情勢により正当化される場合、ポートフォリオは、一時的な防衛法として、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある債券に、ポートフォリオの資産の100%までを投資することができる。

本書に記載のその他の投資制限にかかわらず、ポートフォリオが日本で募集される場合、

- (i) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャー(各々、以下に定義される。)のそれぞれの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならない。
- (ii) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよび/またはデリバティブ・エクスポージャーを組み合わせた合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならない。

ただし、ポートフォリオがファンド・オブ・ファンズであり、その投資先のファンドに対し上記と同様の信用リスクに係る投資制限が課される場合を除く。また、ポートフォリオのエクスポージャーが上記(i)および(ii)に記載の制限を超える場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、1か月以内に、または、それが不可能もしくは実務上不可能な場合には、その後可能な限り速やかに、エクスポージャーを上記の関連する制限以下に減少させるために必要な調整を行う。

上記の段落の目的上、「株式エクスポージャー」とは、会社の株式または投資信託の受益証券等、ある発行体の持分証券(疑義を避けるため付言するならば、持分証券に係るデリバティブ契約を除く。)の評価額への直接的なエクスポージャーをいい、「債券エクスポージャー」とは、ある発行体の債務証券(株式エクスポージャーまたは債務証券に係るデリバティブ契約を除く。)、金銭債権

(デリバティブ商品を除く。)および匿名組合出資持分の評価額(日本の商法に定められる。)から担保評価額および反対債務の金額を控除したものの直接的なエクスポージャーをいい、また、「デリバティブ・エクスポージャー」とは、(i)有価証券の発行者に関する、または(ii)相手方とのデリバティブ取引から、またはこれに関連して生じる債権の評価額から、担保評価額および反対債務の金額を控除したものをいう。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはポートフォリオもしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

(中略)

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

レバレッジ

ポートフォリオは、空売り、証券貸付、レポおよびリバース・レポ契約の利用を含む様々な手段ならびに先物、先渡契約、オプションおよびその他のデリバティブ商品を通じてレバレッジを用いることがある。

加えて、ポートフォリオは、()さらなる買付申込みの受領を見込んだ取得のための資金調達、()買戻請求への対応、()投資者による買付申込みの決済の不履行に起因する不足分の資金調達、及び()組入証券の強制的な予期せぬ売却を回避するための費用の支払を目的とする借入れを含め、現金運用および投資の目的で借入れを行うことができる。かかる借入れには、ファンドに対する業務提供者または第三者たる金融機関との信用供与契約が締結されることが含まれる。ファンドは、かかる借入れに関して担保を提供する権限を有する。

ポートフォリオが利用するレバレッジの最高水準は、前記のとおりである。

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)

管理会社は、全ファンドについて、ベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づきESMAが備える名簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

管理会社は、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合に管理会社がとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、管理会社の登録上の事務所において請求に基づき入手可能である。

（３）運用体制

< 訂正前 >

管理会社はファンドのAIFMではなく、ファンドの組入証券およびリスクの管理機能を遂行するために投資運用会社を任命している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。将来、投資運用会社が認可されたAIFMとなる場合、当該認可および当該認可により確保される結果生じる追加的義務が、更新された英文目論見書および必要な契約書類に反映される。

投資運用会社は、ファンドの組入証券の管理およびリスク管理を行うが、英文目論見書にさらに記載されるとおり、その機能を委任する可能性がある。

ポートフォリオは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの株式運用部門のグローバル株式チーム（約10名程度）によって運用されている。

（中略）

< 管理体制 >

投資運用会社は、投資顧問契約に基づいてその運用業務を投資顧問会社に委託している。

< 訂正後 >

管理会社はオルタナティブ投資ファンド運用会社ではなく、AIFMDの目的の範囲内でファンドに係る組入証券およびリスクの管理機能を果たすため、オルタナティブ投資ファンド運用会社を任命している。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、アイルランド中央銀行により認可されている。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの組入証券の管理およびリスク管理を行い、以下に記載されるとおり、その機能を委任している。

ポートフォリオは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの株式運用部門のグローバル株式チーム（約10名程度）によって運用されている。

（中略）

< 管理体制 >

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、投資顧問契約に基づいてその運用業務を投資顧問会社に委託している。

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

ポートフォリオが投資する市場および投資商品の価格は変動し易い可能性がある。ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴う。ポートフォリオに対する投資を、完全な投資プログラムとみなすべきではない。

一般的リスク - A I F M D

ファンドはA I F M Dの下でA I Fとしての適格性を有している。ファンドに関する組入証券およびリスクの管理機能は、投資運用会社により遂行される。現在、投資運用会社は認可されたA I F Mではない。将来、投資運用会社が認可されたA I F Mとなる場合、当該認可および当該認可により確保される結果生じる追加的義務が、更新された英文目論見書および必要な契約書類に反映される。投資運用会社とファンドは、投資運用会社のA I F Mとしての認可により、より厳格な責任に服することになる。

課税に関連するリスク

(中略)

世界的金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび/または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

新興市場

(中略)

ロシアにおける投資は、現在、証券の所有および保管に関して特定の高リスクにさらされている。ロシアにおいて、このことは、企業またはその登録機関（代理人ではなく、保管受託銀行に対し責任を負うこともない。）の帳簿への記入によって証明されている。ロシア企業の所有権を表章する券面は、保管受託銀行もしくは取引代行機関において、または効果的な中央預託制度によって保有されることはない。かかる制度ならびに政府による不十分な規制および強制力の結果、ポートフォリオは、詐欺、過失または単なる誤りによって自らのロシア証券の登録および所有権を喪失する可能性がある。

ポートフォリオがロシアの現地株式に直接投資する場合、ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%以下にまでエクスポージャーを制限するが、規制ある市場として認められているロシア取引システムまたはモスクワ銀行間通貨取引所のいずれかの上場証券に投資する場合を除く。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ポートフォリオが投資する市場および投資商品の価格は変動し易い可能性がある。ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の

流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴う。ポートフォリオに対する投資を、完全な投資プログラムとみなすべきではない。

課税に関連するリスク

(中略)

世界的金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび/または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

投資顧問会社への依存：受益者はファンドの管理に関与しない

投資顧問会社は、ファンドの投資プログラムの日々の管理を行う。ファンドの成功は、投資顧問会社がファンドの投資プログラムを開発し、成功裏に実施することができるかにかかっている。投資顧問会社がそのように成功するとの保証はない。さらに、投資顧問会社の機能はオルタナティブ投資ファンド運用会社による全体的な監督を受けるものの、投資顧問会社による日々の判断によって、ファンドが損失を被るまたは利益を得る可能性のあった収益機会を逃すことがある。受益者は、日々の運用もしくはファンドの業務のコントロール、またはファンドが行った特定の投資もしくはかかる投資の条件を評価する機会へ関与する権利または権限を有しない。

新興市場

(中略)

ロシアにおける投資は、現在、証券の所有および保管に関して特定の高リスクにさらされている。ロシアにおいて、このことは、企業またはその登録機関(代理人ではなく、保管受託銀行に対し責任を負うこともない。)の帳簿への記入によって証明されている。ロシア企業の所有権を表章する券面は、保管受託銀行もしくは取引代行機関において、または効果的な中央預託制度によって保有されることはない。かかる制度ならびに政府による不十分な規制および強制力の結果、ポートフォリオは、詐欺、過失または単なる誤りによって、2013年法に基づく保管受託銀行の責任および義務に影響を与えることなく、自らのロシアの有価証券の登録および所有権を喪失する可能性がある。

ポートフォリオがロシアの現地株式に直接投資する場合、ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%以下にまでエクスポージャーを制限するが、規制ある市場として認められているロシア取引システムまたはモスクワ銀行間通貨取引所のいずれかの上場証券に投資する場合を除く。

(後略)

(2) リスクに対する管理体制

<訂正前>

投資顧問会社および投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしている。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしている。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定する。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行う。

ポートフォリオは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っている。投資顧問会社および投資運用会社は、UCITSに係るEU指令に準拠してデリバティブ取引等の管理を行っている。

(注)上記の記載は、2018年8月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

(後略)

<訂正後>

投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしている。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしている。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定する。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行う。

ポートフォリオは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っている。投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社は、UCITSに係るEU指令に準拠してデリバティブ取引等の管理を行っている。

(注)上記の記載は、2019年1月17日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

管理会社は、ファンドから、前記の表に記載の年率の管理報酬を毎月受領する権利を有する。管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。管理会社は、投資運用契約に基づき提供された業務の対価として毎月の管理報酬の一部または全部を投資運用会社に支払うようファンドに指示することができる。管理会社は、投資顧問契約に基づき提供された業務の対価として、ファンドから受領する報酬の中から投資顧問報酬を支払う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、ファンドから、前記の表に記載の年率の管理報酬を毎月受領する権利を有する。管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。管理会社は、オルタナティブ投資運用契約に基づき提供された業務の対価として毎月の管理報酬の一部または全部をオルタナティブ投資ファンド運用会社に支払うようファンドに指示することができる。管理会社は、投資顧問契約に基づき提供された業務の対価として、ファンドから受領する報酬の中から投資顧問報酬を支払う。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

海外における申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

受益証券の各クラスの募集価格は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において閲覧可能である。募集価格は、申込注文が有効となる評価日に後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に従って決定された受益証券1口当たり純資産価格である。

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および/または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点以前に受領される場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点以前に名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切以前に販売会社に受領された場合、当該注文は、一般に、販売会社から名義書換事務代行会社に、受領した日に取り次がれる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

（中略）

所有に関する制限

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限しまたは妨げることを許可されている。約款において、「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）に基づくレギュレーションSに明記されるその他の者と定義され、約款において随時追加補足されることがある。ファンドの受益証券が単独もしくは他者と共同で米国人により実質的に所有されていることがいずれかの時点で管理会社の知るところとなった場合、または現在米国の居住者ではない受益者が米国の居住者となった場合（およびその結果として米国人の定義に該当する場合）、管理会社は、当該受益証券をその純資産価格で強制的に買い戻す。管理会社がかかる強制的買い戻しを通知した場合、当該受益者は当該受益証券の所有者ではなくなる。

ノミニーとして行為する販売会社以外の者が（法律的にまたは実質的に）発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買戻価格で強制的に買い戻すことができる。

（中略）

マネー・ロンダリングの防止

マネー・ロンダリング防止規則のため、受益証券の申込みには追加の書類が必要となることがある。追加書類の提出が必要となる状況および正確な要件については、申込書の注記に記載されている。かかる情報は、投資者の身元または場合によってはフィナンシャル・アドバイザーの状況を確認するために用いられる。この情報は、これらの要件を遵守するためのみに用いられる。名義書換事務代行会社または現地のインベスター・サービス・チームが、あらゆる場合において、さらなる追加書類または情報を要求する権利を留保する点に留意されたい。書類を提出しない場合、買戻代金から天引きされることとなる場合がある。必要となる身元に関する書類に関する質問がある場合には、現地のインベスター・サービス・チームまたは名義書換事務代行会社に照会すること。

<訂正後>

（前略）

受益証券の各クラスの募集価格は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において閲覧可能である。募集価格は、申込注文が有効となる評価日に後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の計算」に従って決定された受益証券1口当たり純資産価格である。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、請求に応じて、また投資が行われる前に、最新の受益証券1口当たり純資産価格、オルタナティブ投資ファンド運用会社が通常の過程において作成する過去の実績に関するデータおよびファンドの最新の年次報告書を投資者が入手できるようにする。当該情報は、投資者に直接送付されるか、またはオルタナティブ投資ファンド運用会社が投資者に対し投資に先立ち通知を行うウェブサイト、またはその他の公表物もしくは設備において入手可能としなければならない。

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および/または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点以前に受領される場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点以前に名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切以前に販売会社に受領された場合、当該注文は、一般に、販売会社から名義書換事務代行会社に、受領した日に取り次がれる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

(中略)

所有に関する制限

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限しまたは妨げることを許可されている。約款において、「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法(随時改正済)に基づくレギュレーションSに明記されるその他の者と定義され、約款において随時追加補足されることがある。ファンドの受益証券が単独もしくは他者と共同で米国人により実質的に所有されていることがいずれかの時点で管理会社の知るところとなった場合、または現在米国の居住者ではない受益者が米国の居住者となった場合(およびその結果として米国人の定義に該当する場合)、管理会社は、当該受益証券をその純資産価格で強制的に買い戻す。管理会社がかかる強制的買い戻しを通知した場合、当該受益者は当該受益証券の所有者ではなくなる。

また、管理会社は、その裁量により、いつでも、以下の者(本段落の目的上、個別のパートナーシップ、法人、信託または組合を含む。)に対する受益証券の発行を一時的に中止する、完全に停止する、または制限することができる。

() 特定の国および地域において居住しもしくは設立された者ならびに/または

() EUおよび/もしくは米国の制裁リストに掲載されている者、もしくはEUおよび/もしくは米国の制裁リストに掲載されている国もしくは地域において居住しもしくは設立された者。

ファンドおよび受益者全体の保護に必要な場合、管理会社は、特定の者による受益証券の取得を禁止することができる。

上記に関して、管理会社は、以下を行うことができる。

(a) その裁量による受益証券の申込みの拒絶

(b) その時点を問わず、受益証券の購入または保有が禁止されている受益者が保有している受益証券、および特にルクセンブルグの居住者である、またはその居住者となる個人投資家が保有する受益証券の買い戻し。

ノミニーとして行為する販売会社以外の者が(法律的にまたは実質的に)発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買い戻価格で強制的に買い戻すことができる。

(中略)

マネー・ロンダリングの防止

マネー・ロンダリング防止規則のため、受益証券の申込みには追加の書類が必要となることがある。追加書類の提出が必要となる状況および正確な要件については、申込書の注記に記載されている。かかる情報は、投資者の身元または場合によってはフィナンシャル・アドバイザーの状況を確認するために用いられる。この情報は、これらの要件を遵守するためのみに用いられる。名義書換事務代行会社または現地のインベスター・サービス・チームが、あらゆる場合において、さらなる追加書類または情報を要求する権利を留保する点に留意されたい。書類を提出しない場合、買戻代金から天引きされることとなる場合がある。必要となる身元に関する書類に関する質問がある場合には、現地のインベスター・サービス・チームまたは名義書換事務代行会社に照会すること。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

受益者は、公正な取扱いが、必ずしも同等または同一の取扱いを意味するものではないこと、また、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件が他の受益者に係る条件と異なる場合があることに留意すべきである。

2 買戻し手続等

海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

（前略）

ポートフォリオの買い戻された受益証券についての支払は、通常、前記の表に記載される受益証券買戻決済日までに小切手または銀行振込によって投資者が受領するよう行われる。

< 訂正後 >

（前略）

ポートフォリオの買い戻された受益証券についての支払は、通常、前記の表に記載される受益証券買戻決済日までに小切手または銀行振込によって投資者が受領するよう行われる。

流動性の管理

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の状況下では、買戻請求は、上記のとおり処理される。

買戻請求に応じて、その他の取決め（適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、ゲートまたは（本書に記載される）類似の取決めの使用が含まれる。）が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

<訂正前>

ポートフォリオの各種クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、分配方針、関連受益証券についての販売報酬およびクラス特有のヘッジ方法などにより異なることがある。ポートフォリオが保有する債務証券についての金利は毎日発生し、受取配当金は配当が宣言された日に発生する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券のクラスに割り当てられるポートフォリオの純資産価額の該当額について、当該クラス証券に割り当てられる負債控除後の額を、関連する評価日の当該クラス証券の発行済み総口数で除して決定される。

(中略)

各クラス受益証券の純資産価格は、管理会社の取締役、授権された役員または代表者により認証され、一切のかかる認証は、明白な間違いのある場合を除き、最終的なものとする。管理会社の一般管理費用は、各クラス受益証券のファンド全体に対する価額に按分して、各クラス受益証券に配分される。

(中略)

下記の管理会社の取締役会による決定は、管理会社の役員によるかまたは取締役会により指定された他の人々によって行われる公正な評価額の暫定計算のため、管理会社の取締役会により随時採用される一般的ガイドラインを定めた方針に従って行われる。

コーポレート・ローンは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローンの評価する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、管理会社の取締役会の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。株式、債券およびその他の公社債(短期債務を除くが、上場証券を含む。)から成る組入証券は、当該証券の通常の、機関投資家による取引の規模の単位について、市場情報、匹敵する証券の取引および機関トレーダーにより一般に認識されている証券間のさまざまな関係を用いてその価格を決定する一または複数の価格決定機関により提供される価格に基づき評価される。

(中略)

規制ある市場において取引されていない固定利付証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手した利用可能な直近の買い呼び値またはそれと同等の利回りによって評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な最終の買い呼び値で評価される。有価証券が複数の取引所で取引されている場合、有価証券は、管理会社の取締役会の指示に基づき流通市場として指定されている取引所で評価される。OTC市場および証券取引所の両方において取引されている組入証券は、最も広範で最も代表的な市場に従って評価される。

(中略)

満期までの残存期間が60日未満の債券については、償還費用で評価される。ただし、かかる方法が公正な評価を提供できない場合でないものとする。

買戻契約は、原価と経過利息により評価される。

市場相場が容易に入手できない証券および資産は、管理会社の取締役会の指示に基づき誠実に決定される公正な価格により評価される。

ポートフォリオの基準通貨以外の通貨によって表示される資産または負債は、基準通貨に換算される。

(後略)

<訂正後>

ポートフォリオの各種クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、分配方針、関連受益証券についての販売報酬およびクラス特有のヘッジ方法などにより異なることがある。ポートフォリオが保有する債務証券についての金利は毎日発生し、受取配当金は配当が宣言された日に発生する。

評価業務は、オルタナティブ投資ファンド運用会社によって、AIFMDレベル2により施行され、AIFMD規則により置換されたAIFMDに従い行われる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、評価額決定委員会を用いて、評価業務が、機能的にも組織的にもオルタナティブ投資ファンド運用会社の組入証券運用業務から独立していることを確保する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券のクラスに割り当てられるポートフォリオの純資産価額の該当額（後記の方法に従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社が決定につき責任を負う。）について、当該クラス証券に割り当てられる負債控除後の額を、関連する評価日の当該クラス証券の発行済み総口数で除して決定される。

（中略）

各クラス受益証券の純資産価格は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の取締役、授権された役員または代表者により認証され、一切のかかる認証は、明白な間違いのある場合を除き、最終的なものとする。オルタナティブ投資ファンド運用会社の一般管理費用は、各クラス受益証券のファンド全体に対する価額に按分して、各クラス受益証券に配分される。

（中略）

下記のオルタナティブ投資ファンド運用会社による決定は、管理会社の役員によるかまたは取締役会により指定された他の人々によって行われる公正な評価額の暫定計算のため、オルタナティブ投資ファンド運用会社により随時採用される一般的ガイドラインを定めた方針に従って行われる。

コーポレート・ローンは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローンを評価する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

株式、債券およびその他の公社債（短期債務を除くが、上場証券を含む。）から成る組入証券は、当該証券の通常の、機関投資家による取引の規模の単位について、市場情報、匹敵する証券の取引および機関トレーダーにより一般に認識されている証券間のさまざまな関係を用いてその価格を決定する一または複数の価格決定機関により提供される価格に基づき評価される。

（中略）

規制ある市場において取引されていない固定利付証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手した利用可能な直近の買い呼び値またはそれと同等の利回りによって評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な最終の買い呼び値で評価される。有価証券が複数の取引所で取引されている場合、有価証券は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の指示に基づき流通市場として指定されている取引所で評価される。OTC市場および証券取引所の両方において取引されている組入証券は、最も広範で最も代表的な市場に従って評価される。

（中略）

満期までの残存期間が60日未満の債券については、償還費用で評価される。ただし、かかる方法が公正な評価を提供できない場合でないものとする。

レポ契約は、原価と経過利息により評価される。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、市場相場が容易に入手できない場合、または独立した市場相場が公正な市場価格を反映していないと自ら判断する場合、適用法に従い、当該資産または負債の公正な市場価格を決定する。当該資産または負債の価格の決定時、オルタナティブ投資フ

ンド運用会社は、（その資産の種類等を含む要因によって）1つまたは複数の種類の評価方法を使用することができる。例えば、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、かかる投資の取得原価に基づき当該資産の価格を決定する、または独自もしくは第三者のモデル（ポートフォリオ管理の直接の価格決定要因に依拠し、かつ、資産または負債の評価時にオルタナティブ投資ファンド運用会社が考慮する多様な要因に起因する重要性および特定の前提を反映するモデルを含む。）を使用することができる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、当該資産または負債（または関連するもしくは同等な資産または負債）に関する実際の、執行された、過去の取引価格を評価の基礎として使用し、また適切な場合には、類似する資産または負債の評価における第三者の鑑定額を使用することもできる。

資産または負債の公正な市場価格の決定に使用される評価方法（上記の方法を含むが、これらに限られない。）は、個別の資産および/または負債の事情および状況に基づき、適用法に従い行為するオルタナティブ投資ファンド運用会社の単独の裁量により選択される。

ポートフォリオの基準通貨以外の通貨によって表示される資産または負債は、基準通貨に換算される。

（後略）

（5）その他

（b）約款

<訂正前>

約款は、ファンドの登記上の事務所において営業時間中閲覧が可能である。約款は当事者の合意によりいつでも変更することができる。

<訂正後>

約款は、ファンドの登記上の事務所において営業時間中閲覧が可能である。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、いつでも約款の全部または一部を修正することができる。

修正は、保管受託銀行および管理会社による署名、または合意において記載されるそれ以降の他の日に効力を生じる。修正約款は、ルクセンブルグの商業および会社登記簿に記録されるものとする。修正約款がルクセンブルグの商業および会社登記簿に記録された旨の記載は、ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）において公表される。

（d）関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

・投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前までに書面で通知することにより、または所管の監督官庁により要請される場合は、管理会社に対して書面で通知することにより、直ちに終了することができる。

本契約は、管理会社に対して一身専属であり、投資運用会社による事前の書面による同意なく管理会社によって譲渡または移譲することはできない。投資運用会社は、本契約の下でのすべての権利と義務を含む投資運用者としての機能を、管理会社およびルクセンブルグの当局ならびにCSSFの事前の書面による同意を条件として、当該機能を適切に遂行できる関連会社に譲渡することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈される。

（中略）

・所在地事務・管理事務および支払事務代行会社契約

所在地事務・管理事務および支払事務代行会社契約は、本契約のいずれの当事者も90日前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでもこれを終了させることができる。

(後略)

<訂正後>

・オルタナティブ投資運用契約

オルタナティブ投資運用契約は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が管理会社に対して180日前までに書面で通知することにより、終了することができる。

本契約に基づく権利または義務は、他方当事者の事前の承認があり、かつアイルランド中央銀行の要求事項および他の関連する規制当局の要求事項に従った場合を除き、いずれの当事者によっても譲渡することができない。

本契約は、アイルランドの法律に準拠し、これに従い解釈される。

(中略)

・管理事務代行契約

管理事務代行契約は、本契約のいずれの当事者も90日前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでもこれを終了させることができる。

(後略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

b. 会社の機構

<訂正前>

（前略）

管理会社は、管理会社のいずれか2名の取締役の共同の署名によって拘束され、取締役会によってかかる権限が授けられた者の個人の署名にも拘束される。

2014年7月22日付で、管理会社は投資運用会社と投資運用契約を締結し、投資顧問会社は投資運用会社と投資顧問契約を締結した。

投資顧問会社は、常に投資運用会社の指示に従うものとするが、投資顧問契約の規定によれば、投資顧問会社は、証券またはその他の資産に投資されたファンドのポートフォリオの運用に責任を持つことになっている。特定の証券の売買もしくは保有の決定は、投資顧問会社の責任においてなされるが、投資運用会社の監督を受ける。

<訂正後>

（前略）

管理会社は、管理会社のいずれか2名の取締役の共同の署名によって拘束され、取締役会によってかかる権限が授けられた者の個人の署名にも拘束される。

2019年1月17日付で、管理会社はA I F Mとオルタナティブ投資運用契約を締結し、2019年1月17日付で、A I F Mは投資顧問会社と投資顧問契約を締結した。

投資顧問会社は、常にA I F Mの指示に従うものとするが、投資顧問契約の規定によれば、投資顧問会社は、証券またはその他の資産に投資されたファンドのポートフォリオの運用に責任を持つことになっている。特定の証券の売買もしくは保有の決定は、投資顧問会社の責任においてなされるが、A I F Mの監督を受ける。

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

（前略）

（2）管理会社の利益相反

プロバイダー・アラジン

ブラックロック・グループは、その投資運用業務全体にわたり、単一のテクノロジー・プラットフォームとして、アラジンのソフトウェアを使用している。保管業務提供者およびファンドの事務管理業務提供者は、投資運用会社および管理会社が使用するデータにアクセスするために、アラジンのソフトウェアの一種であるプロバイダー・アラジンを使用することができる。各業務提供者は、プロバイダー・アラジンの使用の対価として、ブラックロック・グループに報酬を支払う。プロバイダー・アラジンの使用に関する業務提供者の契約によって、管理会社が当該業務提供者の選任または選任の更新を促されることで、潜在的な利益相反が生じることがある。かかる契約は、リスクを緩和するために、「アームズ・レングス」基準で締結される。

（中略）

（3）投資運用会社の利益相反

（中略）

競合注文の時機

同時期またはほぼ同時期に生じた同一の有価証券に関する同一方向の複数の注文を取り扱う際、投資運用会社は、注文の性質、規制上の制約または実勢の市場状況を考慮して、各注文につき全体として最良の結果を、公平にかつ一貫して達成することを目指す。これは、通常、競合する注文の集約を通じて達成される。取引者が適格要件を満たす競合注文を集約しなかった場合、または適格要件を満たさない競合注文を集約した場合、利益相反が生じること、すなわち、ある注文が他よりも有利な執行がなされたように見えることがある。ファンドの具体的な取引指示について、他の顧客のためにより良い執行条件が達成されるリスクがある（例えば、注文が集約に含まれなかった場合）。ブラックロック・グループは、注文の順位付けおよび集約について定める注文取扱手順および投資配分方針を整備している。

同時期のロングおよびショートのパポジション

投資運用会社は、異なる顧客のために同一の有価証券に関して同時に反対のパポジション（すなわち、ロングおよびショート）を設定し、保有しまたは手仕舞いすることがある。これにより、投資運用会社のいずれか一方の顧客の利益が害されることがある。また、ブラックロック・グループ全体の投資運用チームは、ロングのみのマンドートおよびロング・ショートのマンドートを有すること、すなわち、あるポートフォリオにおいてロングで保有する有価証券を別のポートフォリオで空売りする可能性がある。ある勘定においてショート・ポジションをとる投資決定をした場合、別の顧客の勘定におけるロング・ポジションの価格、流動性または評価にも影響を及ぼすことがあり、その逆も同様である。ブラックロック・グループは、複数の勘定を公平に扱うことを目的として、ロング・ショート（サイド・バイ・サイド）に関する方針を運用している。

クロス取引 - 価格決定に関する利益相反

同一の有価証券について複数の注文を取り扱う際、投資運用会社は、最良の執行を得るために、反対のフローを突き合わせて「クロス」取引を行うことがある。クロス取引において、執行が各顧客の最善の利益のために行われないことがある（例えば、取引が公正かつ合理的な価格を構成しなかった場合）。ブラックロック・グループは、クロス取引に関する方針を実施することでかかるリスクを軽減する。

（中略）

関係当事者商品への投資

投資運用会社は、顧客向けの投資運用業務を提供しながら、他の顧客のためにブラックロック・グループ内の会社が提供する商品に投資することがある。ブラックロックは、自社またはその関連会社が提供する業務を推薦することもある。かかる活動は、ブラックロックに増収をもたらすことがあ

る。かかる利益相反に対処するにあたり、ブラックロックは、投資ガイドラインの遵守を目指し、企業倫理・行動規範を整備している。

投資配分および優先順位

ある顧客のためにある有価証券の取引を執行する際、注文が集約され、集約された注文を複数の取引により充足させることがある。他の顧客の注文と集約して取引が執行された場合、これらの取引を配分する必要性が生じる。投資運用会社がある顧客の勘定に取引をどの程度容易に配分できるかは、当該顧客が指示した取引の規模に対する当該取引の規模および価格により制限されることがある。配分プロセスの結果、ある顧客が最善の価格での取引の利益をすべて得ることができないことがある。投資運用会社は、全顧客の公正な扱いを長期的に確保するために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

ファンドの透明性

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のポートフォリオのために自社が保有するブラックロック・ファンドに投資するにあたり、情報に関して有利となることがある。かかる情報優位によって、投資運用会社がファンドのために投資を行う前に、ブラックロック・グループ内の会社はその顧客のために投資を行うことがある。損失のリスクは、ブラックロック・グループの受益証券の価格決定および希薄化防止メカニズムを通じて緩和される。

サイド・バイ・サイド・マネジメント：成功報酬

投資運用会社は、異なる料金体系を有する複数の顧客勘定を管理している。かかる相違によって、従業員が、報酬が定額の勘定または報酬の支払のない勘定よりも成功報酬が支払われる勘定を選び好みすることが促され、同様のマンドートを有する顧客勘定の間で、パフォーマンス水準が一貫しない結果となるリスクがある。ブラックロック・グループ内の会社は、企業倫理・行動規範を遵守することによりかかるリスクに対処している。

<訂正後>

（前略）

（2）管理会社の利益相反

プロバイダー・アラジン

ブラックロック・グループは、その投資運用業務全体にわたり、単一のテクノロジー・プラットフォームとして、アラジンのソフトウェアを使用している。保管業務提供者およびファンドの事務管理業務提供者は、AIFMおよび管理会社が使用するデータにアクセスするために、アラジンのソフトウェアの一種であるプロバイダー・アラジンを使用することができる。各業務提供者は、プロバイダー・アラジンの使用の対価として、ブラックロック・グループに報酬を支払う。プロバイダー・アラジンの使用に関する業務提供者の契約によって、管理会社が当該業務提供者の選任または選任の更新を促されることで、潜在的な利益相反が生じることがある。かかる契約は、リスクを緩和するために、「アームズ・レングス」基準で締結される。

（中略）

（3）AIFMの利益相反

（中略）

競合注文の時機

同時期またはほぼ同時期に生じた同一の有価証券に関する同一方向の複数の注文を取り扱う際、AIFMは、注文の性質、規制上の制約または実勢の市場状況を考慮して、各注文につき全体として最良の結果を、公平にかつ一貫して達成することを目指す。これは、通常、競合する注文の集約を通じて達成される。取引者が適格要件を満たす競合注文を集約しなかった場合、または適格要件を満たさない競合注文を集約した場合、利益相反が生じること、すなわち、ある注文が他よりも有利な執行がなされたように見えることがある。ファンドの具体的な取引指示について、他の顧客のためにより良い執行条件が達成されるリスクがある（例えば、注文が集約に含まれなかった場合）。ブラックロック・グループは、注文の順位付けおよび集約について定める注文取扱手順および投資配分方針を整備している。

同時期のロングおよびショートポジション

A I F Mは、異なる顧客のために同一の有価証券に関して同時に反対のポジション（すなわち、ロングおよびショート）を設定し、保有しまたは手仕舞いすることがある。これにより、A I F Mのいずれか一方の顧客の利益が害されることがある。また、ブラックロック・グループ全体の投資運用チームは、ロングのみのマンドートおよびロング・ショートのマンドートを有すること、すなわち、あるポートフォリオにおいてロングで保有する有価証券を別のポートフォリオで空売りする可能性がある。ある勘定においてショート・ポジションをとる投資決定をした場合、別の顧客の勘定におけるロング・ポジションの価格、流動性または評価にも影響を及ぼすことがあり、その逆も同様である。ブラックロック・グループは、複数の勘定を公平に扱うことを目的として、ロング・ショート（サイド・バイ・サイド）に関する方針を運用している。

クロス取引 - 価格決定に関する利益相反

同一の有価証券について複数の注文を取り扱う際、A I F Mは、最良の執行を得るために、反対のフローを突き合わせて「クロス」取引を行うことがある。クロス取引において、執行が各顧客の最善の利益のために行われなことがある（例えば、取引が公正かつ合理的な価格を構成しなかった場合）。ブラックロック・グループは、クロス取引に関する方針を実施することでかかるリスクを軽減する。

（中略）

関係当事者商品への投資

A I F Mは、顧客向けの投資運用業務を提供しながら、他の顧客のためにブラックロック・グループ内の会社が提供する商品に投資することがある。ブラックロックは、自社またはその関連会社が提供する業務を推薦することもできる。かかる活動は、ブラックロックに増収をもたらすことがある。かかる利益相反に対処するにあたり、ブラックロックは、投資ガイドラインの遵守を目指し、企業倫理・行動規範を整備している。

投資配分および優先順位

ある顧客のためにある有価証券の取引を執行する際、注文が集約され、集約された注文を複数の取引により充足させることがある。他の顧客の注文と集約して取引が執行された場合、これらの取引を配分する必要性が生じる。A I F Mがある顧客の勘定に取引をどの程度容易に配分できるかは、当該顧客が指示した取引の規模に対する当該取引の規模および価格により制限されることがある。配分プロセスの結果、ある顧客が最善の価格での取引の利益をすべて得ることができないことがある。A I F Mは、全顧客の公正な扱いを長期的に確保するために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

ファンドの透明性

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のポートフォリオのために自社が保有するブラックロック・ファンドに投資するにあたり、情報に関して有利となることがある。かかる情報優位によって、A I F Mがファンドのために投資を行う前に、ブラックロック・グループ内の会社がその顧客のために投資を行うことがある。損失のリスクは、ブラックロック・グループの受益証券の価格決定および希薄化防止メカニズムを通じて緩和される。

サイド・バイ・サイド・マネジメント：成功報酬

A I F Mは、異なる料金体系を有する複数の顧客勘定を管理している。かかる相違によって、従業員が、報酬が定額の勘定または報酬の支払のない勘定よりも成功報酬が支払われる勘定を選び好みすることが促され、同様のマンドートを有する顧客勘定の間で、パフォーマンス水準が一貫しない結果となるリスクがある。ブラックロック・グループ内の会社は、企業倫理・行動規範を遵守することによりかかるリスクに対処している。

上記の利益相反に加え、以下の場合にもA I F Mとその許可を受けた受任者との間に利益相反が生じることがある。すなわち、() 受任者が、A I F Mを支配するまたはその行動に影響を及ぼすことができる場合であって、A I F Mおよび受任者が、同じグループの一員であるまたはその他の契約関係を有する場合（この場合、利益相反の可能性は、かかる支配の程度が大きければ大きいほど高くな

る)、()ファンドへの投資者が、受任者を支配するまたはその行動に影響を及ぼすことができる場合であって、受任者および投資者が、同じグループの一員であるまたはその他の契約関係を有する場合(この場合、利益相反の可能性は、かかる支配の程度が大きければ大きいほど高くなる)、()受任者が、ファンドまたはファンドの投資者の費用負担で、金銭的利益を得るまたは金銭的損失を回避する可能性がある場合、()受任者が、AIFMまたはファンドに提供されるサービスまたは業務の結果について利害関係を有する可能性がある場合、()受任者に、ファンドまたはファンドの投資者の利益より別の顧客の利益を優遇する金銭的その他の動機がある可能性がある場合、()受任者が、AIFM以外の者から、AIFMおよびファンドに提供される集団的なポートフォリオ運用活動に関して、かかるサービスの標準的な手数料または報酬以外に、金銭、商品またはサービスの形で報奨金を受領している、またはする可能性がある場合である。

また、AIFM自ら、AIFMの従業員または支配によりAIFMと関連のある者(受任者を含む。)が、以下に該当するために潜在的な利益相反が生じることがある。

- (a) ファンド、顧客グループの中のある顧客またはファンドへの投資者の費用負担で、当該投資者または当該ファンドの利益に反する金銭的利益を得る(または損失を回避する)可能性が高い場合。
- (b) ある投資者、ファンド、顧客または顧客グループの利益よりも別の投資者、ファンド、顧客または顧客グループの利益を優遇する金銭的その他の動機がある場合。
- (c) ファンドもしくはその投資者、もしくはある顧客に提供されるサービス/業務、またはファンド、顧客もしくは投資者に代わって行われた取引の結果について、ファンドがかかる結果について有するものとは異なる利害関係を有する場合。
- (d) 別のファンド、顧客またはファンド以外の顧客のために行う業務と同じ業務をファンドのために行う場合。
- (e) ファンドまたはその投資者以外の者から、かかるサービスの標準的な手数料または報酬以外に、金銭、商品またはサービスの形で報奨金を受領する場合。
- (f) AIFMまたは投資顧問会社の一または複数を支配する受任者を選任する場合、および/またはかかる受任者がファンドへの投資者を自ら支配する場合。
- (g) 実施されたもしくはプライム・ブローカーに引き渡された取引またはプライム・ブローカーがファンドに提供したその他のサービスに関し、ファンドまたはその投資者の利益とは異なる商業的利益を有するプライム・ブローカーを選任する場合。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー

(BlackRock Asset Management Schweiz AG) (投資運用会社)

資本金の額

2018年5月末日現在、1,000,000スイス・フラン (約1億1,005万円)

(注) スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン = 110.05円)による。

事業の内容

投資運用会社の主たる活動は、取引所で取引されているファンドの販売ならびにオルタナティブ投資戦略および未公開株式の分野における投資運用、機関投資家向けの資産運用のリサーチ、分析および助言業務である。

投資運用会社の最終的な親会社であるブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)は、ニューヨーク証券取引所に上場している。投資運用会社はブラックロック・UK・ホールドコー・リミテッド(BlackRock UK Holdco Limited)の完全所有子会社である。

投資運用会社は、スイス金融市場監督当局の認可および規制を受けている。

投資運用会社は、「ファンド運用会社(Fondsleitung)」としての認可を取得しており、これにより集団投資スキーム法第13条(2)および同法第28条以下に従ってファンド運用会社として活動することを認可されている。

(後略)

<訂正後>

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

(BlackRock Asset Management Ireland Limited) (AIFM)

資本金の額

2018年12月末日現在、125,000スターリング・ポンド (約1,756万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド = 140.46円)による。

事業の内容

AIFMは、非公開の株式会社であり、1995年1月19日にアイルランドにおいて設立された。AIFMは、ブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)の間接的な完全所有子会社である。

AIFMの主たる活動は、ファンドのような集団投資スキームに対する資産運用業務および管理事務業務の提供である。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー

(BlackRock Asset Management Schweiz AG) (投資運用会社)

管理会社との投資運用契約に基づき、投資運用業務を行う。

投資運用会社は、AIFMDに規定されているファンドの組入証券およびリスクの管理に責任を負う。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

投資運用会社は、各ポートフォリオに関して、関連する投資制限に従いファンドの投資方針を実行する責任を負う。

投資運用会社はその機能の一部を投資顧問会社に委任する。

(2) ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited) (投資顧問会社および総販売会社)

投資運用会社との投資顧問契約に基づき、投資運用業務および投資顧問業務を行う。

(中略)

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー

(State Street Bank Luxembourg S.C.A.) (保管受託銀行および管理事務代行会社)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等の業務を行う。

(4) J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.) (登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社)

(後略)

<訂正後>

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

(BlackRock Asset Management Ireland Limited) (AIFM)

管理会社とのオルタナティブ投資運用契約に基づき、オルタナティブ投資運用業務を行う。

AIFMは、ファンドに関する組入証券の管理およびリスクの管理機能の執行に責任を負う。AIFMは、ファンドの資産の評価にも責任を負う。AIFMは、AIFMD規則に従って、アイルランド中央銀行より、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為する権限を付与されている。AIFMは、AIFMDに従って遂行するその業務の結果生じる可能性のある職業賠償責任リスクを、AIFMD規則により置き換えられたとおり、「自らの資産」を通じてカバーする。

AIFMは、各ポートフォリオに関して、関連する投資制限に従いファンドの投資方針を実行する責任を負う。

AIFMは、資産の組入証券の日々の運用を投資顧問会社に委任した。投資顧問会社は、各ポートフォリオの投資目的および投資方針に従って、常にAIFMの監督および指示の下に、各ポートフォリオの資産の投資を運用することについて、AIFMに責任を負う。

(2) ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited) (投資顧問会社および総販売会社)

AIFMとの投資顧問契約に基づき、投資運用業務および投資顧問業務を行う。

(中略)

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー

(State Street Bank Luxembourg S.C.A.) (保管受託銀行および管理事務代行会社)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等の業務を行う。

保管受託銀行の業務には、特に以下が含まれる。

- () ファンドのキャッシュ・フローが適切に監視され、また、ファンドの受益証券または投資証券の申込みに伴い投資者によりまたは投資者に代わって行われたすべての支払が受領されたことを確保すること。
- () ファンドの資産を保管すること。これには、(a) 保管受託銀行の帳簿に開設された金融商品口座に記録することができるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付することができるすべての金融商品を保管すること、および(b) その他の資産について、かかる資産の所有権を確認し、適宜、記録を保持することが含まれる(以下「保管機能」という。)
- () ファンドのために管理会社により実行されるファンドの受益証券または投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、適用ある国内法および約款に従って行われることを確保すること。
- () ファンドの受益証券または投資証券の価格が、適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- () 適用ある国内法または約款に抵触しない限り、A I F Mの指示を実行すること。
- () ファンドの資産に関する取引において、いかなる対価も、通常の期限内に送金されることを確保すること。
- () ファンドの利益が、適用ある国内法および約款に従って充当されることを確保すること。

保管受託銀行は、ファンドに関連のある保管に係る役割および責任に関する、適用ある法律(A I F M Dレベル2により実施され、2013年法により置き換えられたA I F M Dの規定を含む。)を遵守する。

保管受託銀行は、その保管機能の遂行を委任する契約書を締結した。かかる副保管受託銀行の一覧は、<http://www.statestreet.com/about/office-locations/luxembourg/subcustodians.html>において、入手可能である。保管受託銀行の責任は、保管受託銀行が保管機能を第三者に委任したことによる影響を受けない。保管受託銀行は、米国の取引代行機関を起用することが予想されるが、その費用は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、保管受託銀行の保管機能の一環として保管されるファンドの金融商品の損失について、ファンドに対し責任を負う(保管受託銀行が、かかる金融商品に関してその保管機能を委任しているか否かを問わない。)。ただし、かかる責任の履行が受任者に委任された場合(かかる免責は、受益者に通知される。)または金融商品の損失が、A I F M Dに定める合理的な支配を超える外部要因に基づき生じた場合を除く。

委任された保管機能、関連する受任者の身元、当該委託により生じうる利益相反、ならびに、より一般的な、ファンド、受益者、管理会社および保管受託銀行の間での潜在的な利益相反に係る情報は、管理会社の登録上の事務所で入手可能である。

- (4) J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
(J . P . Morgan Bank Luxembourg S . A .) (登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社)
(後略)

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、投資運用会社、投資顧問会社兼総販売会社および管理業務会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクである。

<訂正後>

管理会社、A I F M、投資顧問会社兼総販売会社および管理業務会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクである。

第4 その他

<訂正前>

(前略)

(6) 受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. 表章される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、株式会社（Société Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

(後略)

<訂正後>

(前略)

(6) 受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. 表章される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、株式会社（Société Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のR E S Aへの掲載に関する情報

(後略)

別紙

「別紙 用語集」を「別紙A 用語集」とした上、以下のとおり訂正を行う。

<訂正前>

別紙

用語集

用 語	定 義
(中略)	
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU
銀行金融証書	変動金利預金証書および銀行引受手形を含む預金証書などの商業銀行または貯蓄貸付組合の債務
(中略)	
保管契約	管理会社および保管受託銀行間の1996年4月10日付契約（随時改訂済）
(中略)	
投資顧問会社	本書に記載される投資運用会社が任命する投資顧問会社
投資運用会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー
インベスター・サービス・センター	ディーリングおよびインベスター・サービス業務を行うブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（または当該業務を随時遂行するその他ブラックロックのグループ会社）
(中略)	
評価時点	ポートフォリオの適用ある評価日における受益証券1口当たり純資産価格の決定時間

< 訂正後 >

別紙 A

用語集

用語	定義
(中略)	
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー
オルタナティブ投資ファンド運用会社 またはAIFM	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイ ルランド・リミテッド
AIFMD	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011 年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/ 61/EU
AIFMD規則	欧州共同体（オルタナティブ投資ファンド運用者 指令）規則（2013年S I 257号）
銀行金融証書	変動金利預金証書および銀行引受手形を含む預金 証書などの商業銀行または貯蓄貸付組合の債務
(中略)	
保管契約	管理会社、AIFMおよび保管受託銀行間の2019 年1月17日付契約（随時改訂済）
(中略)	
投資顧問会社	本書に記載されるAIFMが任命する投資顧問会 社
インベスター・サービス・センター	ディーリングおよびインベスター・サービス業務 を行うブラックロック・インベストメント・マネ ジメント（UK）リミテッド（または当該業務を 随時遂行するその他ブラックロックのグループ会 社）
(中略)	
評価時点	ポートフォリオの適用ある評価日における受益証 券1口当たり純資産価格の決定時間

[次へ](#)

別紙 B

証券金融取引に関する情報開示書

総論

すべてのポートフォリオ（それぞれの投資目的および方針に従う。）は、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用することがある。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結することがある。

CFDはスワップに類似した取引であり、一部のポートフォリオによって利用されることがある。CFDとは、売主が証券の現在価値と契約締結時の価格の差額を買主に支払うことを定めた、買主と売主間の契約である。差額がマイナスであることが判明した場合には、買主が売主に支払を行う。

SFTの定義は、以下のとおりである。

- a) レポ取引（取引相手方が証券、商品、または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利（当該保証が当該証券または商品に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合）を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券もしくは商品または同種同量の代用証券もしくは商品を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券または商品を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券または商品を売却する取引相手方についてはレポ契約、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レポ契約とする。）
- b) 証券貸付および証券借入れ（取引相手方が証券または証券の所有権に関して保証される権利（当該保証が当該証券に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合）を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券または同種同量の代用証券を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券を売却する取引相手方についてはレポ契約、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レポ契約とする。）
- c) 買い戻し取引または売り戻し取引（取引相手方が証券、商品または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利を、同種同量の証券、商品またはかかる保証される権利を、将来の期日に所定の価格で売り戻すまたは買い戻すことにそれぞれ合意して購入または売却する取引を意味する。かかる取引は、証券、商品または保証される権利を買戻す取引相手方については買い戻し取引とし、これらを売却する取引相手方については売り戻し取引とする。当該買い戻し取引または売り戻し取引は、レポ契約またはリバース・レポ契約に支配されない取引とする。）
- d) マージン・レンディング取引（証券の購入、売却、保有またはトレーディングに関連して取引相手方が信用供与を行う取引を意味する。証券担保によってカバーされたその他の貸付はマージン・レンディング取引には含まれない。）

ファンドは、現在、第 b 項および第 c 項に記載される SFT を利用していない。

SFT、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の対象となることがある資産の種類には、株証券、固定利付証券、集団投資スキーム、マネー・マーケット商品および現金が含まれる。かかる資産の利用は、ポートフォリオの投資目的および投資方針に服する。

取引相手方の選定および精査

投資顧問会社は、フルサービスを提供しかつ執行限定のブローカーおよび取引相手方の幅広いリストから選定する。すべての潜在的および既存の取引相手方は、ブラックロックの独立したリスクおよび定量分析部門（RQA）の配下にある、カウンターパーティー・アンド・コンセントレーション・リスク・グループ（以下「CCRG」という。）の承認を要する。

新規取引相手方が承認を受けるためには、これを必要とするポートフォリオ・マネジャーまたはトレーダーが、CCRGに対して依頼書を提出する必要がある。CCRGは、提案された取引相手方の信用価値を評価するために、提案された証券取引の種類とその決済および交付方法と併せて、関連する情報を精査する。取引相手方は、OECDの管轄内を主な所在地とする法人格を有する事業体（ただし、当該管轄外に所在する者でもよい。）とし、規制当局の継続的な監督に服しており、かつ通常は少なくとも一または複数の世界的に認知されている信用格付機関による投資適格信用格付を有する者とする。承認される取引相手方のリストはCCRGが保管しており、継続的に精査されている。

取引相手方の精査に際しては、提案される取引業務の性質および構造と同時に、特定の法人の基本的な信用価値（所有構造、経済力、規制監督）および営業上の信用を斟酌する。取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

投資顧問会社は、質の高い執行（すなわち、トレーディング）を提供する能力（代理人または本人のいずれかを問わない。）、特定の市場部門における執行能力、ならびに業務の質および効率に基づいてブローカーを選定する。ブラックロックは、これらのブローカーが規制上の報告義務を果たすことを期待している。

取引相手方がCCRGの承認を受けた後、取引時点の該当するディーラーにより、該当する執行要因の相対的な重要度に基づいて、個々の取引におけるブローカーの選定が行われる。候補リストの中には、一部の取引について、対抗的競争入札を行う方が適しているブローカーもいる。

投資顧問会社は、取引コストを予想し、手法の選択、流動化時点間の区分、タイミングおよびブローカーの選定を含む取引戦略の設定を導くために、取引前分析を行う。また、投資顧問会社は、取引結果を継続的に監視する。

ブローカーの選定は、多くの要因（以下の要因を含むが、これらに限定されない。）に基づいて行われる。

- ・ 執行能力および執行行為の質
- ・ 流動性 / 資本の提供能力
- ・ 価格および値付けの速度
- ・ 業務の質および効率性
- ・ 規制上の報告義務の遵守

2015年証券金融取引規制（2015 / 2365）（以下「SFT R」という。）には、取引相手方の選定および担保の適格性、保管および再利用に関する要件が含まれている。これらの要件は、英文目論見書（別紙Aを含む。）に記載されている。

SFTが生み出すリターン

レボ取引、マージン・レンディング、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の利用により生み出されるすべてのリターンは、該当するポートフォリオに支払われる。

SFTの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、SFTに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因(市況を含むが、これらに限定されない。)により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

ポートフォリオ名	TRSおよびCFD (総額*) 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)	レポ取引 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)	マージン・レンディング 純資産価額の割合の 最大値/予想値(%)
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ(GAP)**	0 / 0	0 / 0	0 / 0
世界株式インカム・ポートフォリオ(GEIP)	0 / 0	0 / 0	0 / 0
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ(ISP)	5 / 3	0 / 0	10 / 5
スーパー・マネー・マーケット・ファンド(SMMF)	0 / 0	100 / 20 - 80	0 / 0
ワールド・インカム・ポートフォリオ(WIP)***	0 / 0	0 / 0	0 / 0

* 上記の合計の範囲内で、CFDおよびTRSに対するポートフォリオのエクスポージャーは変化する。CFDおよびTRSに対するエクスポージャーに関する詳細情報は、管理会社の登記上の事務所にて取得可能である。

** GAPはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、TRSおよびCFDへの最大25%(予想:15%)の投資およびレポ取引への50%(予想:0%)の投資を許容されている。

*** WIPはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、TRSおよびCFDへの最大25%(予想:0-10%)の投資およびレポ取引への40%(予想:0%)の投資を許容されている。